



第55期 定時株主総会招集ご通知

開催
日時

2019年9月26日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催
場所

新潟市東区津島屋七丁目77番地
一正蒲鉾株式会社 本社 2階会議室

議決権行使書提出期限

2019年9月25日（水曜日）
午後5時30分まで

※当日当社では、クールビズにて対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

目次

■ 第55期定時株主総会招集ご通知	2
■ 株主総会参考書類	4
議案及び参考事項	
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 5名選任の件	
第3号議案 監査等委員である取締役 4名選任の件	
■ 事業報告	13
■ 連結計算書類	31
■ 計算書類	33
■ 監査報告書	35

一正蒲鉾株式会社

証券コード：2904

社 是

人生はやまびこである

「正しきことは正しく報われる」という創業者 野崎正平の信念を受け継ぎ、
私たちは「誠実」「謙虚」「感謝」の心で全ての方に幸せと喜びをお届けします

経営理念

安全・安心を基本として、ユーザーに信頼され、
愛され、感動される商品・サービスを提供することで、
社会になくてはならない企業として貢献します。

ICHIMASA30ビジョン

“安全・安心”に“健康・環境”と“心の豊かさ”をプラスして
世界中に“日本の食”で貢献するグローバル企業

常に技術を探求し、未来に向けて
あらゆる“食”の情報を発信する食品バイオ企業

あらゆるステークホルダーの皆様に“食”を中心に
“幸せ”と“喜び”をお届けするあたたかい企業

証券コード2904
2019年9月5日

株 主 各 位

新潟市東区津島屋七丁目77番地
一正蒲鉾株式会社
代表取締役社長 野 崎 正 博

第55期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第55期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年9月25日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2019年9月26日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 新潟市東区津島屋七丁目77番地
一正蒲鉾株式会社 本社2階会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報 告 事 項
 1. 第55期（2018年7月1日から2019年6月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第55期（2018年7月1日から2019年6月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

以上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び現行定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.ichimasa.co.jp>）に掲載しておりますので本招集ご通知には掲載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、会計監査人及び監査等委員会が監査をした連結計算書類又は計算書類の一部であります。
 - ◎当日は軽装（クールビズ・ノーネクタイ）にて実施させていただきますので、株主の皆さまにおかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.ichimasa.co.jp>）に掲載させていただきます。
 - ◎本総会の決議結果につきましては、決議通知のご送付に代えて、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.ichimasa.co.jp>）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社の利益配分に関しましては、業績や配当性向、将来の事業展開などを総合的に勘案しながら安定的な配当を継続的に行うことを基本方針としており、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

期末配当につきましては、1株につき7円の配当といたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金7円00銭 総額 129,674,524円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年9月27日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、指摘すべき点はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における地位及び 担当並びに重要な兼職の状況	取締役会出席回数
1	再任 野崎正博	代表取締役社長	12回/12回（100%）
2	再任 滝沢昌彦	専務取締役	12回/12回（100%）
3	再任 後藤昌幸	取締役生産統括部長兼商品開発部長	12回/12回（100%）
4	再任 小柳啓一	取締役営業統括部長兼東京支店長	12回/12回（100%）
5	再任 高島正樹	取締役経営企画部長	12回/12回（100%）

1 野崎正博

(1958年2月5日生)

再任

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1981年4月 当社入社

1997年9月 常務取締役営業本部長

1991年9月 取締役営業部長

1999年9月 代表取締役社長（現任）

■所有する当社株式の数

523,120株

■重要な兼職の状況

株式会社イチマサ冷蔵代表取締役社長

■取締役会への出席状況

12回/12回（100%）

候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

■取締役候補者とした理由

経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、最高経営責任者としてリーダーシップを発揮し、また、営業分野を始め様々な部門に精通するなど、職務の遂行に適切な人材であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

2 滝沢昌彦

(1954年7月7日生)

再任

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

2011年7月 当社入社 管理部付部長

2015年9月 常務取締役管理部長

2011年9月 取締役管理部長

2017年9月 専務取締役（現任）

■所有する当社株式の数

3,000株

■重要な兼職の状況

—

■取締役会への出席状況

12回/12回（100%）

候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

■取締役候補者とした理由

経営企画、人事及び財務分野を始め様々な分野で豊富な経験と幅広い見識を有し、経営陣幹部としてリーダーシップを発揮するなど、職務の遂行に適切な人材であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

3 後藤 昌幸

(1958年10月26日生)

再任

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1985年11月	当社入社	2013年2月	執行役員生産統括部長
2002年7月	本社工場長	2013年9月	取締役生産統括部長
2012年3月	生産統括部長兼商品開発部長	2015年12月	取締役生産統括部長兼商品開発部長
2012年7月	執行役員生産統括部長兼商品開発部長		(現任)

■所有する当社株式の数

7,000株

■取締役会への出席状況

12回/12回（100%）

■重要な兼職の状況

—

候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

■取締役候補者とした理由

生産及び商品開発分野で豊富な経験を有し、安全・安心な商品の製造や収益性向上でリーダーシップを発揮するなど、職務の遂行に適切な人材であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

4 小柳 啓一

(1961年2月7日生)

再任

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1983年4月	当社入社	2012年7月	執行役員東京支店長
2001年9月	大阪支店長	2015年7月	執行役員営業統括部長兼東京支店長
2006年2月	東京支店長	2016年9月	取締役営業統括部長兼東京支店長
			(現任)

■所有する当社株式の数

4,000株

■取締役会への出席状況

12回/12回（100%）

■重要な兼職の状況

—

候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

■取締役候補者とした理由

営業分野で豊富な経験を有し、全国の顧客営業でリーダーシップを発揮するなど、職務の遂行に適切な人材であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

5

たかしままさき
高島正樹

(1960年5月20日生)

再任

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

2016年7月 当社入社 執行役員経営企画部長

2017年9月 取締役経営企画部長（現任）

■所有する当社株式の数

1,300株

■取締役会への出席状況

12回/12回（100%）

■取締役候補者とした理由

経営企画分野で豊富な経験を有し、中期経営計画の策定にリーダーシップを発揮するなど、経営戦略の遂行に適切な人材であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

■重要な兼職の状況

—

候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における地位及び 担当並びに重要な兼職の状況	取締役会出席回数 監査等委員会出席回数
1	新任 涌井利明	取締役バイオ事業担当	12回/12回 (100%) -回/-回 (-%)
2	再任 社外 独立 坂井啓二	取締役 (監査等委員) 坂井会計事務所所長 株式会社大光銀行社外取締役 (監査 等委員)	12回/12回 (100%) 13回/13回 (100%)
3	再任 社外 独立 古川兵衛	取締役 (監査等委員) 古川兵衛法律事務所所長	12回/12回 (100%) 13回/13回 (100%)
4	再任 社外 独立 吉田至夫	取締役 (監査等委員) 株式会社新潟クボタ代表取締役社長 第一建設工業株式会社社外取締役	10回/12回 (83%) 11回/13回 (84%)

1 1 わく い とし あき 涌井利明 (1955年12月10日生)

新任

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1979年 4月	当社入社	2013年 9月	取締役経営企画部長
2012年 7月	執行役員西日本統括部長兼福岡支店長	2015年 7月	取締役経営企画担当
2013年 2月	執行役員経営企画部長	2017年 9月	取締役バイオ事業担当（現任）

■所有する当社株式の数

9,160株

■取締役会への出席状況

12回/12回（100%）

■監査等委員会への出席状況

－回/－回（－%）

■重要な兼職の状況

－

候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

■監査等委員である取締役候補者とした理由

当社の経営企画及び営業分野など全社業務に豊富な経験を有しており、業務執行に関する監査及び監督の職務・役割を適切に遂行していただけるものと判断し、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

2 さか い けい じ 坂井啓二 (1948年5月28日生)

再任 社外 独立

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1977年 3月	公認会計士登録	2007年 6月	日本公認会計士協会新潟県会会長
1985年 3月	坂井会計事務所開設（現業）	2012年 9月	当社監査役
1994年10月	監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）代表社員	2015年 9月	取締役（監査等委員）（現任）

■所有する当社株式の数

－株

■取締役会への出席状況

12回/12回（100%）

■監査等委員会への出席状況

13回/13回（100%）

■重要な兼職の状況

坂井会計事務所所長
株式会社大光銀行社外取締役（監査等委員）

候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

■監査等委員である社外取締役候補者とした理由

公認会計士として企業会計に精通し、専門的な知識と豊富な経験を有し、当社において職務・役割を適切に遂行していただいております。引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

当社監査等委員である社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。

3 古川兵衛 (1948年3月5日生)

再任 社外 独立

略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

1975年 4月 弁護士登録
1977年 5月 古川兵衛法律事務所開設 (現業)
2015年 9月 当社取締役 (監査等委員) (現任)

■所有する当社株式の数

— 株

■取締役会への出席状況

12回/12回 (100%)

■監査等委員会への出席状況

13回/13回 (100%)

■重要な兼職の状況

古川兵衛法律事務所所長

候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

■監査等委員である社外取締役候補者とした理由

弁護士として企業法務に精通し、専門的な知識と豊富な経験を有し、当社において職務・役割を適切に遂行していただいております。引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。当社監査等委員である社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。

4 吉田至夫 (1952年6月22日生)

再任 社外 独立

略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

1983年 11月 株式会社新潟クボタ入社
1994年 2月 同社取締役営業本部営業副本部長
1997年 3月 同社常務取締役営業本部長
2000年 3月 同社専務取締役営業本部長
2002年 1月 同社代表取締役社長 (現任)
2017年 9月 当社取締役 (監査等委員) (現任)

■所有する当社株式の数

— 株

■取締役会への出席状況

10回/12回 (83%)

■監査等委員会への出席状況

11回/13回 (84%)

■重要な兼職の状況

株式会社新潟クボタ代表取締役社長
第一建設工業株式会社社外取締役

候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

■監査等委員である社外取締役候補者とした理由

株式会社新潟クボタの代表取締役社長として会社経営の豊富な知識と経験を有し、当社において職務・役割を公正な立場から適切に遂行していただいております。引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

当社監査等委員である社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。

- (注) 1. 坂井啓二氏、古川兵衛氏及び吉田至夫氏は、社外取締役候補者であります。
2. 坂井啓二氏、古川兵衛氏及び吉田至夫氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件及び当社の独立性判断基準を満たしており、当社は、3氏を独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。
3. 当社は、坂井啓二氏、古川兵衛氏及び吉田至夫氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項各号に規定する最低限度額としております。3氏の再任が承認された場合、当社は3氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。また、涌井利明氏が原案どおり選任された場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2018年7月1日から
2019年6月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって全体として緩やかな回復基調が続きました。しかしながら、国内では相次ぐ自然災害の発生、海外では長期化する英国のEU離脱問題や米中の貿易摩擦に起因する金融資本市場の変動懸念など、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く環境は、消費者の生活防衛意識は強くかつ低価格志向が続いており、一方で原材料の高騰や人手不足を背景とした人件費の増加など依然として厳しい経営環境が続いております。

このような状況のもと、当社グループでは、“ICHIMASA30ビジョン”（30年後の目指す姿）を目指し、2016年7月から2021年6月までの5ヶ年の中期経営計画を策定し、「成長基盤創り」と「お客さまが中心」を基本方針とし経営課題に取り組んでおります。

また、地球環境の維持は企業活動の持続的な発展・成長のためには不可欠であり、2015年9月に国連総会で採択された17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」の達成を目指し、当社グループもステークホルダーの皆さまと協力しながら、社会のサステナブルな課題の解決に取り組んでおります。

以上により、当連結会計年度の売上高は355億88百万円（前連結会計年度比5億56百万円（1.6%）の増加）、営業利益は13億7百万円（前連結会計年度比2億88百万円（28.4%）の増加）、経常利益は12億54百万円（前連結会計年度比2億2百万円（19.3%）の増加）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は6億72百万円（前連結会計年度比1億15百万円（20.6%）の増加）となりました。

当社グループにおけるセグメントごとの経営成績の概要は以下のとおりであります。

① 水産練製品・惣菜事業

主力商品群の「カニかま」は健康長寿の食材として、原料の白身魚のたんぱく質の効能がメディアに取り上げられたことや「サラダスティック」の姉妹品「サラダスティック瀬戸内

レモン風味」の爽やかな風味が夏場に支持されたことにより好調に推移いたしました。また、価格の高騰が続くうなぎの代替品として「うなる美味しさ うな次郎」の認知が進んだことやキャラクターの「うな次郎くん」を用いた販促効果もあり、販売が伸びました。一方、秋以降は例年よりも寒気の影響が弱く、気温が高めに推移したことにより鍋物需要は鈍く、おでん商材である「ちくわ」「揚物」などの定番商品は軟調に推移いたしました。

利益面におきましては、2018年8月末より商品価格の改定をお願いするとともに省人化を中心としてコストダウンを推進しております。しかしながら世界的な水産物需要の高まりによるすり身価格の高騰、賃率上昇に伴う人件費やエネルギーコストの増加などにより前年同四半期を下回る結果となりました。

以上の結果、当事業の売上高は299億39百万円（前連結会計年度比0.7%の減少）、営業利益は2億99百万円（前連結会計年度比2億38百万円の減少）となりました。

② きのこと事業

夏場は豪雨や記録的猛暑などにより野菜市場価格は高騰いたしました。秋以降一転して暖かな好天が続き、野菜の生育は順調であったものの、暖冬により鍋物用野菜の需要は鈍く野菜市場価格及びきのこと関連の価格も軟調に推移いたしました。

このような市場環境の中で、まいたけは健康志向の高まりに加えてメディアで免疫力向上や高血糖改善といった機能性効果が取り上げられたことにより、まいたけ価格は堅調に推移いたしました。

生産面におきましては、安定栽培や品質管理体制の強化に努めるとともに、販売面におきましては、まいたけの需要喚起を目指しメニュー提案などの販売促進を強化いたしました。

以上の結果、当事業の売上高は51億56百万円（前連結会計年度比17.6%の増加）、営業利益は8億77百万円（前連結会計年度比5億40百万円の増加）となりました。

③ その他

運送事業におきましては、既存のお客さまとの取引深耕により、売上高は前連結会計年度を上回ったものの、燃料価格の上昇等もあり、利益は前連結会計年度を下回る結果となりました。

倉庫事業におきましては、前年実績を上回る新規入庫を獲得いたしました。保管在庫量が低調に推移した結果、売上高・利益ともに前連結会計年度を下回る結果となりました。

以上の結果、その他の売上高は4億93百万円（前連結会計年度比1.7%の減少）、営業利益は1億22百万円（前連結会計年度比16百万円の減少）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施した設備投資の総額は10億25百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

本社工場の水産練製品製造設備

東港工場の水産練製品製造設備

栽培センターのきのこ生産設備

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資に必要な資金は、自己資金並びに金融機関からの借入金をもって充当しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループでは、「ICHIMASA 30ビジョン」（30年後の目指す姿）である、「安全・安心」に「健康・環境」と「心の豊かさ」をプラスして世界中に「日本の食」で貢献するグローバル企業、常に技術を探求し、未来に向けてあらゆる「食」の情報を発信する食品バイオ企業、あらゆるステークホルダーの皆さまに「食」を中心に「幸せ」と「喜び」をお届けするあたたかい企業」のもと、2016年7月から2021年6月までの5ヶ年の中期経営計画を推進しております。

当社グループは、「成長基盤創り」と「お客さまが中心」を主なテーマとして、以下の項目を対処すべき重要な経営課題として中期経営計画の基本方針といたしております。

【中期経営計画の基本方針】

「成長基盤創り」：より強固な組織、財務基盤を創るための体質改造を継続する

- ① 収益力強化に向けた事業構造の展開
- ② コア事業の収益拡大と競争優位性の実現
- ③ リスク・リターンに根ざした戦略的な投資実行
- ④ 人事、人財育成体制の強化とダイバーシティの推進
- ⑤ 海外戦略の進展
- ⑥ コーポレート・ガバナンスの浸透

「お客さまが中心」：お客さま目線での徹底した商品・サービスを提供する

- ① “全てはお客さまのために”の徹底と発想力アップ
- ② 愛され、感動される商品の開発と領域拡大
- ③ 国内外での“ICHIMASA”ブランドの強化
- ④ 社会変化や多様化する市場ニーズへの「変化対応力」の強化

（中期経営計画最終年度 2021年6月期数値目標）

連結売上高	：	430億円
連結営業利益	：	17億円
株主資本利益率（ROE）	：	8.0%

株主の皆さまにおかれましても、なお一層のご支援ご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	第 52 期 (2016年6月期)	第 53 期 (2017年6月期)	第 54 期 (2018年6月期)	第 55 期 (2019年6月期)
売 上 高	35,043百万円	34,785百万円	35,032百万円	35,588百万円
営 業 利 益	798百万円	1,331百万円	1,018百万円	1,307百万円
経 常 利 益	485百万円	1,526百万円	1,051百万円	1,254百万円
親会社株主に帰属 する当期純利益	249百万円	846百万円	557百万円	672百万円
1株当たり当期純利益	13.47円	45.79円	30.17円	36.47円
総 資 産 額	23,935百万円	23,520百万円	24,280百万円	23,698百万円
純 資 産 額	9,542百万円	10,279百万円	10,911百万円	11,042百万円

(注) 資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が保有する当社株式を「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

(6) 重要な子会社等の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社イチマサ冷蔵	50百万円	100.0%	運送事業・倉庫事業
マルス蒲鉾工業株式会社	10百万円	100.0%	食品製造販売事業
一正農業科技（常州）有限公司	2,349万US\$	100.0%	きのこ生産販売事業

② 持分法適用会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
(持分法適用会社) PT. KML ICHIMASA FOODS	432万US\$	40.0%	水産練製品製造販売事業

(7) 主要な事業内容（2019年6月30日現在）

水産練製品・惣菜事業

- ① 水産練製品の製造販売
- ② 各種惣菜の製造販売
- ③ 前各号に附帯する一切の業務

きのこ事業

- ① きのこ類の生産販売
- ② 前号に附帯する一切の業務

その他

- ① 一般貨物自動車運送事業及び貨物運送取扱事業
- ② 倉庫業
- ③ 前各号に附帯する一切の業務

(8) 主要な営業所及び工場（2019年6月30日現在）

- ① 当社の主要な工場及び営業所
本社：新潟市東区津島屋七丁目77番地
工場：本社工場（新潟市東区津島屋）
聖籠工場（北蒲原郡聖籠町位守町）
東港工場（新潟市北区白勢町）
山木戸工場（新潟市東区山木戸）
北海道工場（小樽市銭函）
関西工場（守山市古高町）
栽培センター（阿賀野市十二神）
支店：札幌、仙台、新潟、北関東、東京、名古屋、大阪、広島、福岡
営業所：上記支店内及び主要都市2ヶ所
- ② 子会社の事業所
株式会社イチマサ冷蔵（新潟市北区白勢町）
マルス蒲鉾工業株式会社（新潟市中央区本町通）
一正農業科技（常州）有限公司（中華人民共和国江蘇省常州市）

(9) 従業員の状況 (2019年6月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前期末比増減
水産練製品・惣菜事業	751名	5名増
きのこ事業	164名	10名減
その他	55名	4名増
合計	970名	1名減

(注) 臨時従業員は、前期で962名、当期で935名であり、上記従業員数には含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
849名	4名減	39.3歳	11.7年

(注) 1. 社外への出向者15名は、上記従業員数には含まれておりません。

2. 臨時従業員は、前期で937名、当期で903名であり、上記従業員数には含まれておりません。

(10) 主要な借入先 (2019年6月30日現在)

借入先	借入額
株式会社第四銀行	2,832百万円
農林中央金庫	756
新潟県信用農業協同組合連合会	703
株式会社みずほ銀行	676
株式会社日本政策投資銀行	390
日本生命保険相互会社	340
株式会社東邦銀行	324
株式会社りそな銀行	174

2. 会社の株式に関する事項（2019年6月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 64,400,000株
 (2) 発行済株式の総数 18,590,000株（自己株式65,068株を含む）
 (3) 株主数 6,825名
 (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
有限会社ノザキ	5,774千株	31.16%
東京中小企業投資育成株式会社	1,104	5.95
株式会社第四銀行	920	4.96
野崎正博	523	2.82
佐藤食品工業株式会社	516	2.78
株式会社みずほ銀行	420	2.26
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	379	2.04
川口栄介	326	1.76
焼津水産化学工業株式会社	308	1.66
日本生命保険相互会社	271	1.46

- (注) 1. 持株比率は、自己株式（65,068株）を控除して計算しております。
 2. 自己株式には、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が保有する99,700株は含まれておりません。

3. 会社役員に関する事項（2019年6月30日現在）

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	野 崎 正 博	株式会社イチマサ冷蔵代表取締役社長
専 務 取 締 役	滝 沢 昌 彦	
取 締 役	涌 井 利 明	バイオ事業担当
取 締 役	後 藤 昌 幸	生産統括部長兼商品開発部長
取 締 役	小 柳 啓 一	営業統括部長兼東京支店長
取 締 役	高 島 正 樹	経営企画部長
取締役（監査等委員）	真 保 俊 男	
取締役（監査等委員）	坂 井 啓 二	坂井会計事務所所長 株式会社大光銀行社外取締役（監査等委員）
取締役（監査等委員）	古 川 兵 衛	古川兵衛法律事務所所長
取締役（監査等委員）	吉 田 至 夫	株式会社新潟クボタ代表取締役社長 第一建設工業株式会社社外取締役

- (注) 1. 坂井啓二氏、古川兵衛氏及び吉田至夫氏は、社外取締役であります。当社は坂井啓二氏、古川兵衛氏及び吉田至夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。
2. 真保俊男氏は、当社常勤監査役としての職務経験を有しており、監査に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 坂井啓二氏は、公認会計士として、企業会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 古川兵衛氏は、弁護士として、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 吉田至夫氏は、民間企業の代表取締役及び社外取締役を兼任し、企業経営全般に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 真保俊男氏は、常勤の監査等委員であります。重要な会議への出席や会計監査人及び内部監査部門と密接に連携することにより得られた情報を監査等委員全員で共有し、監査等委員会の監査・監督の有効性・効率性を高めております。

7. 当社は執行役員制度を導入しており、2019年6月30日現在における執行役員は次のとおりであります。

氏名	担当
酒井基行	執行役員 北海道事業部長兼北日本統括部長兼札幌支店長
宮北 渉	執行役員 バイオ事業部長兼バイオ営業部長
松原正彦	執行役員 マルス蒲鉾工業株式会社代表取締役社長
横木 稔	執行役員 品質保証部長兼お客様相談室長兼F Aシステム部長
田邊良隆	執行役員 マーケティング部長兼商品開発部担当部長
村山徳裕	執行役員 管理部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、非業務執行取締役（監査等委員である取締役）4名と賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める額としております。

(3) 取締役の報酬等

区 分	人 数	報 酬 等 の 額
取締役（監査等委員を除く。） （うち社外取締役）	6名 （－）	110,253千円 （－千円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4名 （3名）	26,400千円 （11,400千円）
合 計	10名	136,653千円

- (注) 1. 報酬等の額には、使用人兼務取締役に対する使用人分給与は含まれておりません。
2. 報酬等の額には、役員株式給付引当金繰入額12,297千円を含んでおります。なお、監査等委員である取締役は対象外であります。

(ご参考)

当社は、「取締役報酬の決定方針と手続」を次のとおり定めております。

「取締役報酬の決定方針と手続」

取締役報酬は、外部調査機関による役員報酬調査データ等をもとに、取締役の役割に応じて、持続的な成長に向けた健全なインセンティブが機能するように体系構築しています。

業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、短期の業績連動報酬としての賞与、中長期の業績連動報酬としての株式報酬で構成しています。

基本報酬は、月額報酬として金銭で支給するもので、役位別及び同一役位内の等級別に報酬額を設定しています。

賞与は、金銭で支給するもので、1事業年度の連結売上高・連結営業利益・連結ROE等の目標達成状況に応じて変動することとしています。

株式報酬は、信託を通じ業務執行取締役に対して連結売上高営業利益率の実績水準に応じて、当社株式を毎年交付することとしています。

いずれの報酬も独立社外役員会の意見を受けて、取締役会で決定することとしています。

非業務執行取締役の報酬については、経営監督の役割を勘案して賞与及び株式報酬は支給せず、基本報酬のみの支給としています。

取締役について、退職慰労金の制度はありません。

これら取締役の報酬については、役員報酬規程に定めています。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

- ・取締役（監査等委員）坂井啓二氏は、坂井会計事務所を開設し、また、株式会社大光銀行の社外取締役（監査等委員）を兼任しておりますが、当社とこれらの兼職先との間に特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）古川兵衛氏は、古川兵衛法律事務所を開設しておりますが、当社と兼職先との間に特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）吉田至夫氏は、株式会社新潟クボタの代表取締役社長及び第一建設工業株式会社の社外取締役を兼任しておりますが、当社とこれらの兼職先との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	坂井啓二	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回に出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会13回のうち13回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	古川兵衛	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回に出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会13回のうち13回に出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	吉田至夫	当事業年度開催の取締役会12回のうち10回に出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会13回のうち11回に出席し、主に企業経営に関する幅広い知見を活かした発言を行っております。

(ご参考)

当社は、会社法及び東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準に加えて、独立性判断基準を以下のとおり定めております。

以下の基準に該当する場合は、独立性がないと判断しております。

「独立性判断基準」

1. 当社の子会社、関連会社の役員・業務執行者及びその10年以内の経験者
2. 当社が10%以上の株式を所有している会社の役員・業務執行者及びその10年以内の経験者
3. 当社の株式を10%以上保有している会社の役員・業務執行者及びその10年以内の経験者
4. 当社との取引が直近連結売上高（販売先は当社決算、仕入先は取引先決算）の2%を超える取引先の役員・業務執行者及びその10年以内の経験者
5. 過去3年において当社から年間500万円以上の報酬を受けた法律専門家、会計専門家、コンサルタント（個人及び団体の場合には所属する者）
6. 当社より5,000万円以上の金員を貸し付けている会社・団体の役員
7. 当社より年間300万円以上の寄付を受けている団体の役員
8. 当社の取締役に就任してから8年を超える者

4. 会計監査人の状況

- (1) 名 称 有限責任監査法人 トーマツ
(2) 報酬等の額

区 分	金 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,000千円

- (注) 1. 当社監査等委員会は有限責任監査法人トーマツの報酬について、会計監査人としての業務内容、監査体制等を考慮した結果、上記の金額は相当であると判断しこれに同意いたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社連結子会社である一正農業科技(常州)有限公司は、当社の会計監査人と同一のネットワークに属しているデロイトトウシュートーマツリミテッド(Deloitte Touche Tohmatsu LLC.)のメンバーファームによる監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

会社の業務執行が全体として適正かつ健全に行われるために、当社及び子会社の取締役は企業統治を一層強化する観点から、実効性ある内部統制システムの構築と法令・定款遵守の体制の確立に努めます。

監査等委員会はこの内部統制システムの有効性と機能を監査し、課題の早期発見と是正に努めます。

市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で臨み、いかなる場合においてもそれらからの要求を断固拒否することを定め、排除に向けて対応します。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、取締役会議事録、決裁後の稟議書など重要な意思決定の記録については、文書管理規程及び稟議決裁規程などの社内規則に則り作成、保存し管理します。

各取締役の要求があるときは、これを閲覧に供することとしております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

企業経営に対する重大なリスクに適切かつ迅速に対応する組織としてリスク統括室を設置し、リスク情報の収集と分析を行います。あわせて、その予防と緊急時の対応策を整備し、当社及び子会社のリスクを統括的に管理します。

緊急事態が発生した際の対応については、その連絡体制・行動指針などを規程により明確にします。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則月一回開催するほか、必要に応じて適時臨時に開催します。

会社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については事前に経営会議において協議を行い、執行決定を行います。

取締役会の決定に基づく業務執行については、社内の業務分掌・職務権限のルールに則って適時・適切に行われるものとしております。

- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
コンプライアンスについては、リスク統括室を統括部署として、当社及び子会社を対象としたコンプライアンス・マニュアルを作成し、そのルールの周知徹底を図っております。
重大なコンプライアンス違反あるいは社会通念に反する行為等があった際は、遅滞なく取締役、監査等委員会に報告することとしております。
当社及び子会社を対象とした内部通報制度（フリーエコー）については、制度の周知徹底を図り、法令違反行為等に関する相談又は通報の適正な処理の仕組みを定め、不正行為等の早期発見と是正、通報者の保護を図っております。
- ⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
子会社については、関係会社管理規程に基づき所管部門が管理を行い、業務の整合性の確保と経営効率の向上を図っております。
子会社において経営上重要な事項を決定する場合は、社内規程に基づき、当社の事前承認を求めます。また、業務執行状況・財務状況等を定期的に当社へ報告することとしております。
当社及び子会社のリスク情報の有無を監査するため、リスク統括室を中心に定期的な監査を実施する体制を構築しております。
監査の結果、当社及び子会社に損失の危険の発生を把握した場合には、ただちに、取締役、監査等委員会及びその他担当部署に報告される体制を構築します。
- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
監査等委員会は、必要があるときは、内部監査を担当するリスク統括室に監査等委員会の職務の補助をさせるものとしております。
- ⑧ 前号の取締役及び使用人の取締役（当該取締役及び監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び監査等委員会からの指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会より必要な指示を受けた使用人は、その指示に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指示は受けないものとします。
当該使用人の異動や評価等を行う場合は、監査等委員会の事前の同意を必要とします。
当該使用人の独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保について監査等委員会規程に定め、これを徹底します。

- ⑨ 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、職務の執行に関する法令・定款違反もしくは不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査等委員会に報告します。
当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果を遅滞なく監査等委員会に報告します。
- ⑩ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
監査等委員会に報告をしたことを理由として不利な取り扱いは一切行わないことを内部通報規程に定め、これを徹底します。
- ⑪ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員がその職務の執行に必要な費用の前払い等の請求をした場合、当該費用又は債務が監査等委員の職務の執行に必要なでない場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。
監査等委員がその職務の執行にあたり、必要に応じて弁護士等の外部の専門家を利用する場合には、職務の執行に必要な場合を除き、会社がその費用を負担します。
- ⑫ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合を持ち、会社運営に関する意見交換及び意思の疎通を図ります。
業務の適正を確保する上で重要な会議への常勤の監査等委員の出席を確保します。
監査等委員会は監査の実効性を確保するため、監査体制の整備等についての要請を行うことができるものとしております。
- (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**
上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。
- ① 反社会的勢力排除に対する取組み
- ・当社グループの反社会的勢力排除体制は、反社会的勢力対応マニュアルを制定し、管理部を所管部署として運用を行っております。具体的には、新規取引先については、外部調査機関等を用いて情報収集を行い、事前にチェックを行います。継続取引先についても、毎年1回は取引先全社の調査を行っております。
 - ・取引先との間で締結する基本契約書では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の反社会的勢力排除条項を設けております。

② 損失の危険の管理に対する取組み

- ・当社グループのリスク管理体制は、製品の安全・品質に関する問題、重大な災害、事故及び違法行為等のリスクが発生した場合に、適切かつ迅速な対応を取ることができるように、トータルリスクマネジメント・マニュアルを整備し、グループ全体のリスクを統括的に管理しております。
- ・企業活動を脅かす事象が発生した場合には、代表取締役を本部長とする対策本部を設置し、速やかに関係者の招集を図り、組織的・集中的かつ的確に被害の最小化を図る体制を整備しております。
- ・情報セキュリティに関しては、情報システム管理規程を整備し、情報資産の適切な取り扱いと保護を図っております。

③ 職務執行の適正性及び効率的に行われていることに対する取組み

- ・当社では、取締役会の決議により、重要な業務執行の一部を毎週開催の経営会議に委任し、効率的な意思決定を行っております。
- ・取締役10名のうち3名は社外取締役であり、取締役会に出席し随時必要な意見表明をしており、経営監視機能の客観性及び中立性は十分確保される体制となっております。また、常勤の監査等委員は内部監査部門及び会計監査人と密接に連携し、監査の有効性・効率性を高めております。
- ・今期は取締役会を12回開催し、中期経営計画及び年度経営計画、設備投資計画等について審議を行っております。また、取締役会において、月次経営成績が報告され、経営目標の達成状況、経営課題及びその対策について確認し、議論を行っております。

④ コンプライアンスに対する取組み

- ・当社グループでは、コンプライアンス・マニュアルに基づき、入社時及び階層に応じた社内研修での教育及び会議体等での説明を行い、法令及び社内規程を遵守するための取組みを継続的に行っております。
- ・当社グループの内部通報制度の社内窓口は監査等委員会とリスク統括室、社外窓口は独立社外役員会と顧問弁護士としており、全従業員に対してイントラネット及び掲示板で周知徹底するとともに、通報内容が事実に基づいているかを確認後、速やかに対策を実施しております。また、運用状況は毎年8月の取締役会に報告されております。
- ・コンプライアンス委員会を年2回開催し、当社グループにおけるコンプライアンス上の課題と対応策について確認し、議論を行っております。

- ・ 今期は職位職制者を対象にしたeラーニングによるコンプライアンス研修及び全部署においてパワーハラスメント防止の職場研修を行っております。
- ⑤ 当社グループ会社における業務の適正性に対する取組み
 - ・ 当社グループ会社に関しては、毎週開催の定例会議及び四半期開催の全体幹部会議において経営目標の進捗状況並びに報告事項の確認を行うとともに、重要な情報の伝達を行っております。
 - ・ 内部監査部門は、リスク統括室に2名の人員を配置し、内部監査規程に基づき、各業務執行部門及びグループ会社の監査を定期的を実施し、その結果を代表取締役様に報告し、指摘事項の改善状況を管理しております。また、監査結果は毎年8月の取締役会に報告されております。
- ⑥ 監査等委員会の監査が実効的に行われることに対する取組み
 - ・ 監査等委員は原則毎月開催の取締役会に出席し、常勤の監査等委員は毎週開催の経営会議及び定例会議並びに四半期開催の全体幹部会議に出席しており、業務の意思決定並びに業務の執行状況について、法令・定款に違反していないかなどのチェックを行うとともに監査等委員会による監査を実施し、代表取締役に監査報告を行っております。また、その内容は対象部門にフィードバックされ、問題点の改善状況について再度報告を求めています。
 - ・ 今期は監査等委員会を13回開催し、監査方針及び監査等計画の決定、取締役の業務執行の監査、法令・定款等の遵守状況の監査、決算のレビュー等を行っております。

連結貸借対照表

(2019年6月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	7,752,328	流動負債	8,432,621
現金及び預金	977,988	支払手形及び買掛金	2,298,109
売掛金	3,380,818	短期借入金	1,400,000
商品及び製品	848,780	1年内返済予定の長期借入金	1,632,538
仕掛品	706,957	1年内償還予定の社債	410,000
原材料及び貯蔵品	1,743,387	リース債務	55,149
その他	95,135	未払金及び未払費用	1,869,294
貸倒引当金	△739	未払法人税等	372,618
		賞与引当金	63,712
		その他の他	331,199
固定資産	15,945,867	固定負債	4,223,365
有形固定資産	12,326,186	社債	160,000
建物及び構築物	5,814,084	長期借入金	3,167,105
機械装置及び運搬具	2,855,600	リース債務	216,837
工具、器具及び備品	143,085	繰延税金負債	399,772
土地	3,267,083	役員退職慰労引当金	28,670
リース資産	240,807	役員株式給付引当金	61,543
建設仮勘定	5,525	その他の他	189,435
無形固定資産	435,916	負債合計	12,655,986
投資その他の資産	3,183,764	純資産の部	
投資有価証券	2,550,998	株主資本	9,745,406
繰延税金資産	80,169	資本金	940,000
その他	577,096	資本剰余金	650,000
貸倒引当金	△24,500	利益剰余金	8,281,781
		自己株式	△126,375
		その他の包括利益累計額	1,296,803
		その他有価証券評価差額金	1,122,758
		為替換算調整勘定	174,045
資産合計	23,698,196	純資産合計	11,042,210
		負債・純資産合計	23,698,196

連結損益計算書

(2018年7月1日から
2019年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		35,588,602
売上原価		26,301,978
売上総利益		9,286,623
販売費及び一般管理費		7,979,292
営業利益		1,307,331
営業外収益		
受取利息	1,099	
受取配当金	37,594	
受取賃貸料	21,135	
受取手数料	34,394	
売電収入	16,935	
雑収入	42,008	
営業外費用		153,169
支払利息	41,918	
持分法による投資損失	36,777	
為替差損失	114,612	
雑損	12,306	
経常利益		205,614
特別利益		1,254,885
特別利益		
投資有価証券売却益	7,876	7,876
特別損失		
固定資産除却損	12,581	
減損	17,734	30,315
税金等調整前当期純利益		1,232,446
法人税、住民税及び事業税		601,059
法人税等調整額		△41,508
当期純利益		672,895
親会社株主に帰属する当期純利益		672,895

貸借対照表

(2019年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	7,236,485	流 動 負 債	8,301,257
現金及び預金	584,787	買掛金	2,293,695
売掛金	3,298,537	短期借入金	1,400,000
商品及び製品	763,540	1年内返済予定の長期借入金	1,632,538
仕掛品	710,100	1年内償還予定の社債	410,000
原材料及び貯蔵品	1,731,188	－ス債	32,481
前払費用	17,155	未払金	1,243,538
未収入金	35,142	未払費用	191,421
関係会社短期貸付金	69,700	未払法人税等	341,160
その他の金	26,671	未払消費税	180,713
貸倒引当金	△339	未払引当金	136,328
固 定 資 産	14,205,230	賞与引当金	57,597
有 形 固 定 資 産	10,242,129	設備関係支払手形	72,025
建物	4,176,965	設備関係の未払金	193,964
構築物	187,442	その他	115,793
機械及び装置	2,650,695	固 定 負 債	4,078,751
車両運搬具	5,841	社債	160,000
工具、器具及び備品	138,154	長期借入金	3,167,105
土地	2,947,852	－ス債	111,161
リース資産	129,652	繰上延税引当金	399,772
建設仮勘定	5,525	役員株式給付引当金	61,543
無 形 固 定 資 産	411,134	長期未払債	162,639
借地権	206,735	資産除去債	16,528
電話加入権	14,430	負 債 合 計	12,380,008
リース資産	14,481	純 資 産 の 部	
その他の資産	175,487	株 主 資 本	7,950,477
投 資 其 他 の 資 産	3,551,966	資本	940,000
投資有価証券	2,455,833	資本剰余金	650,000
関係会社株	214,816	資本準備金	650,000
出資	290	利益剰余金	6,486,853
関係会社長期貸付金	1,890,360	利益剰余金	190,095
長期前払費用	44,665	その他利益剰余金	170,000
敷金及び保証金	32,615	製品開発費積立	128,445
会員権	26,052	特別償却準備金	10,000
保険積立金	280,791	公害防止準備金	35,670
貸倒引当金	△1,393,458	海外市場開拓準備金	54,706
資 産 合 計	21,441,715	固定資産圧縮立	1,386,000
		別途積立	4,511,935
		繰越利益剰余金	△126,375
		自己株式	1,111,229
		評価・換算差額等	1,111,229
		その他有価証券評価差額金	1,111,229
		純 資 産 合 計	9,061,706
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	21,441,715

損益計算書

(2018年7月1日から
2019年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		34,725,180
売上原価		25,451,696
売上総利益		9,273,483
販売費及び一般管理費		7,690,878
営業利益		1,582,605
営業外収益		
受取利息	223	
受取配当金	137,292	
受取貸料	41,283	
受取手数料	34,394	
売電収入	16,935	
雑収入	40,458	270,588
営業外費用		
支払利息	41,877	
貸与資産減価償却費	21,178	
為替差損	29,076	
雑損	35,760	
経常利益	11,942	139,835
特別利益		1,713,357
特別投資有価証券売却益	7,876	7,876
固定資産除却損失	12,581	
減損損失	17,734	
関係会社株式評価損	249,378	279,693
税引前当期純利益		1,441,540
法人税、住民税及び事業税		539,102
法人税等調整額		△40,243
当期純利益		942,681

独立監査人の監査報告書

2019年8月15日

一正蒲鉾株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 森 谷 和 正 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石 尾 雅 樹 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、一正蒲鉾株式会社の2018年7月1日から2019年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、一正蒲鉾株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2019年8月15日

一正蒲鉾株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 森 谷 和 正 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 石 尾 雅 樹 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、一正蒲鉾株式会社の2018年7月1日から2019年6月30日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年7月1日から2019年6月30日までの第55期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方法、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年8月21日

一正蒲鉾株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	真保俊男	Ⓔ
監査等委員	坂井啓二	Ⓔ
監査等委員	古川兵衛	Ⓔ
監査等委員	吉田至夫	Ⓔ

(注) 監査等委員坂井啓二氏、古川兵衛氏及び吉田至夫氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

新潟市東区津島屋七丁目77番地
本社2階会議室

☎ 025(270)7111



交通アクセス



車を利用される方

※車にてご来場される方は、「正門」
をご利用ください。



路線バスを利用される方

※「新潟駅前」より「津島屋七丁目南」下車（約30分）
E 42 大形線 津島屋ゆき
E 31 河渡線 下山スポーツセンターゆき

一正蒲鉾株式会社

〒950-8735

新潟県新潟市東区津島屋七丁目77番地



UD FONT

見やすく読みまちがえにくいユニバーサル
デザインフォントを採用しています。